

宅地建物取引士資格登録の手続きについて

1 必要な書類

| | | |
|---|--|---|
| ① | 登録申請書 | <p>1 部</p> <p>様式第5号 縦 3cm × 横 2.4cm(顔 2 cm程度)のカラー顔写真(1 枚)を貼付すること。 ※無帽、正面、上半身、無背景、申請前 6 ヶ月以内撮影。</p> |
| ② | 誓約書 | <p>1 部</p> <p>様式第6号 宅地建物取引業法第 18 条第 1 項第 3 号から 12 号までに該当しない(登録の欠格事由に該当しない)ことを誓約していただく書面。</p> |
| ③ | 身分証明書 (身元証明書) | <p>1 部</p> <p>本籍地の市区町村で発行されます。 禁治産者・準禁治産者・破産者でないことを証明する書面。 外国籍の方は添付不要です。 ※発行後 3 ヶ月以内のものであること。</p> |
| ④ | <p>登記されていない ことの証明書</p> <p>又は医師の 診断書</p> | <p>1 部</p> <p>東京法務局で発行されます。直接窓口にて申請される場合、福岡法務局でも発行されます。申請方法は東京法務局のホームページで御確認ください。 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html</p> <p>後見登記簿等ファイルに「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明書。氏名、生年月日、住所の記載があるもの(本籍地の記載は不要です。)外国籍の方も必要です(証明の対象者欄には、本名・住所・国籍を記載してください)。 ※発行後 3 ヶ月以内のものであること。 医師の診断書の記載事項など詳細については 宅建業免許・宅地建物取引士登録のよくあるご質問 - 教えてコーナーをご参照ください。</p> |
| ⑤ | 住民票の抄本 | <p>1 部</p> <p>市区町村で発行されます(本籍地・続柄の記載不要。個人番号の記載されていないもの)。外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもの。 ※発行後 3 ヶ月以内のものであること。</p> |
| ⑥ | 合格証書の原本とそのコピー | <p>原本1部とコピー1部合格証書の原本は、その場でお返しします。 ※合格後、氏名を変更した方は、別途「戸籍抄本」を添付してください。</p> |
| ⑦ | <p>実務経験証明書 (宅地建物取引業者における実務経験で登録する場合)</p> <p>及び 従業者名簿の写し (原本証明したもの)</p> | <p>1 部</p> <p>様式第5号の2 宅地建物取引の「実務経験」を申請前10年以内に、通算2年間以上お持ちの方は添付してください。</p> <p>「実務経験」には、宅地建物取引業者に従事していたことのほか、その業者の従業者名簿に登載されていることが必要です。そのため、「従業者名簿」(様式第8号の2)の写し(代表者名で原本証明したもの)を添付してください。</p> <p>また、登録されていても宅地建物取引業務とはかかわりのない経理等の事務に従事していた場合は、「実務経験」とは認めないことがあります。</p> <p>※「実務経験」先で役員等に就任していた場合は、他の宅地建物取引業者の証明が必要です。</p> |

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| | 登録実務講習修了証(原本) | 1部 「実務講習」を修了した方は添付してください。 登録申請を行うことができる期間は、修了証明書の発行日より10年以内です。 ※電子データで「修了証明書」が発行された場合は、A4サイズの用紙に印刷したものを提出してください。 前記の「実務経験」をお持ちの方は、添付不要です。 |
| ⑦ | 実務経験証明書 (国・地方公共団体等での実務経験で登録する場合) | 1部 それぞれの機関が発行する証明書(様式は任意)証明書には、「従事部署」「従事期間」「職務内容」を記載してください。 |
| ⑧ | 従業者証明書 | 宅建士登録申請時に宅地建物取引業に従事している方は原本を持参してください。 ※「従業者証明書」は、宅地建物取引業法第48条第1項で定められたものです。 |

2 登録手数料

37,000円

注意 37,000円は相当額の「福岡県領収証紙」に代えて納めていただきます。(現金での納付不可)

「福岡県領収証紙」の売りさばき所は、こちらでご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai.html>

「福岡県領収証紙」をすでに入手された方は、申請書には貼らずにお持ちください。

「収入印紙」は使用できません。

3 申請窓口下記のいずれでも手続きできます。

注:原則として本人が直接窓口で手続きしてください。詳細は下記までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、郵送でも受け付けます。

・宅地建物取引業に従事している方は、従業者証明書の原本を確認させていただいておりますが、郵送の場合は、入社証明書(従業者の氏名・生年月日、入社年月日、証明年月日、証明する会社の商号、所在地、免許番号、代表者名を記載の上、代表者印を押印したもの)を郵送してください。

【郵送方法】必要書類をレターパックプラスで郵送してください。その際、返信用封筒(レターパックプラス)を同封してください。

※返信用封筒には、返信先・氏名を記入してください。

(郵送先)

県内居住者:下記の県土整備事務所のうち、現住所地の最寄りの県土整備事務所建築指導課

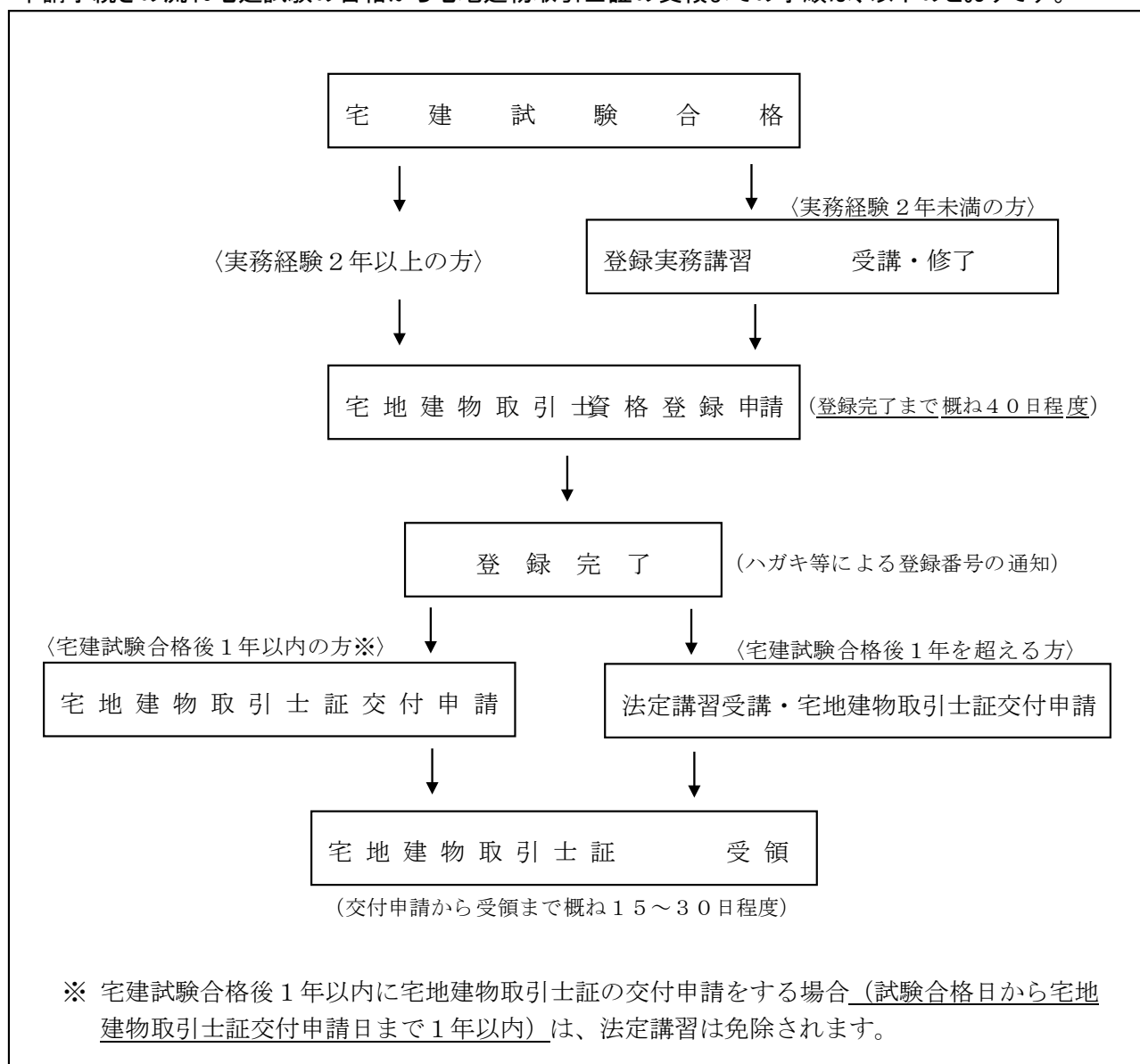
県外居住者:飯塚県土整備事務所建築指導課

| 名称 | 所在地及び電話番号 |
|---------------------|---|
| 福岡県土整備事務所 建築指導課 | 〒812-0053 福岡市東区箱崎1丁目18-1 TEL092-641-0168 |
| 久留米県土整備事務所 建築指導課 | 〒839-0865 久留米市新合川1-7-27 TEL0942-44-5224 |
| 北九州県土整備事務所 建築指導課 | 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 TEL093-691-2791 |
| 飯塚県土整備事務所 建築指導課 | 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 TEL0948-21-4943 |

※各県土整備事務所にて申請を受理してから登録が完了するまで概ね40日程度かかります。

また、必要書類に補正等がある場合は、それに要した日数が加算される場合がありますのでご注意ください。
余裕を持った申請をお願いいたします。

4 申請手続きの流れ宅建試験の合格から宅地建物取引士証の受領までの手順は、以下のとおりです。



法定講習については、福岡県知事が指定する以下の講習実施団体のいずれかで受講してください。

また、宅建試験合格後1年以内に宅地建物取引士証の交付申請をする場合(法定講習受講免除者)は、(1)の団体へ交付申請書を提出してください。

(1) (公社)福岡県宅地建物取引業協会電話:092-631-2323
ホームページアドレス:<http://www.f-takken.com/kyoukai/>

(2) (公社)全日本不動産協会福岡県本部電話:092-461-1125
ホームページアドレス:<http://fukuoka.zennichi.or.jp/>

法定講習の日程、場所、申込方法、受講料については、それぞれの団体にお問い合わせください。